

都城工業高等専門学校寄附金取扱規則

(趣旨)

第1条 都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の受入手続等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則（以下「機構規則」という。）第45号。以下「機構寄附金規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受入審査機関)

第2条 機構寄附金規則第5条に規定する受入審査機関等は、運営企画委員会とする。

(申込み)

第3条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）によるものとする。

(受入決定)

第4条 校長は、前条の寄附金申込書を受理したときは、当該申込書の内容が本校の教育研究上有意義であり、かつ、適当であると認めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

(受入通知及び報告)

第5条 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（様式第2号）により寄附者に通知し、出納命令役（事務部長）にその旨を通知するとともに、速やかに運営企画委員会に報告するものとする。

(経理)

第6条 寄附金の経理は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）に基づき行うものとする。

(取得物品の取扱い)

第7条 寄附金により取得した物品は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（機構規則第39号）に基づき管理するものとする。

(旅費の取扱い)

第8条 寄附金による旅費は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）に基づき支給するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。